二　表の第一号の下欄に掲げる資産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該取得（建設及び製作を含む。次項から第十項までにおいて同じ。）をした資産（第六項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　特定区域

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　市街化区域以外の地域

第二十二条の六十九第四項第七号中「第六号」を「第四号」に、「資産」を「資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六号」を「第四号」に、「前二項」を「前項」に、「前項第七号」を「同項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項第三号中「第三十九条の七第二十項」を「第三十九条の七第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十一項」に、「第三十九条の七第二十四項ただし書」を「第三十九条の七第二十二項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項第六号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項第七号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項第一号及び第三号中「第三十九条の七第十項」を「第三十九条の七第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

第二十二条の七十三の二の見出し中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改め、同条第二号中「に規定する特別事業再編対象法人」を「の株式交付子会社」に改め、同条第三号中「特別事業再編対象法人」を「株式交付子会社」に改める。

第二十二条の七十五第四号中「供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の」を削り、「関する」を「関し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条の規定により提出すべき」に改める。

第二十二条の七十五の二第一号中「利子の支払の基因となるものに限る。以下この号において同じ。」を削り、同条第二号中「（利子の受取の基因となるものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

第二十二条の七十六の三中「法第六十八条の九十六第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の六第四項の規定の適用がある場合の同条第六項」を「当該連結親法人又はその連結子法人が法第六十八条の九十六第一項に規定する認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合における同項の規定により適用する法人税法第八十一条の六第六項」に改める。

第二十三条の五の二第三項中「第四十条の四の二第二項」を「第四十条の四の二第三項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第四十条の四の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法（当該住宅用家屋が経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。）に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法）

イ　次に掲げる方法のうちいずれかの方法（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。）

(1)　当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第七十条の二第十四項に規定する申告書（以下この条において「贈与税の申告書」という。）に添付する方法

(2)　当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入手させ、又は参照させる方法

ロ　当該住宅用家屋が耐震基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第八項において同じ。）に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二　災害（法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。以下この条及び第二十三条の六において同じ。）に基因するやむを得ない事情により法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかつた場合　当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第四項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

第二十三条の五の二第五項中「第四十条の四の二第四項に」を「第四十条の四の二第五項に」に改め、同項第一号中「特定受贈者」の下に「（法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号イ中「第四十条の四の二第四項第一号」を「第四十条の四の二第五項第一号」に改め、同号ロ中「第四十条の四の二第四項第二号」を「第四十条の四の二第五項第二号」に改め、同号ハ中「第四十条の四の二第四項第三号」を「第四十条の四の二第五項第三号」に改め、同号ニ中「第四十条の四の二第四項第四号」を「第四十条の四の二第五項第四号」に改め、同号ホ中「第四十条の四の二第四項第五号」を「第四十条の四の二第五項第五号」に改め、同号ヘ中「第四十条の四の二第四項第六号」を「第四十条の四の二第五項第六号」に改め、同号ト中「第四十条の四の二第四項第七号」を「第四十条の四の二第五項第七号」に改め、同号チ中「第四十条の四の二第四項第八号」を「第四十条の四の二第五項第八号」に改め、同条第六項中「第四十条の四の二第七項」を「第四十条の四の二第八項」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　施行令第四十条の四の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

第二十三条の五の二第十項第一号イ(4)中「第四十条の四の二第一項第一号」を「第四十条の四の二第二項第一号」に改め、同号イ(5)(i)中「第四十条の四の二第六項各号」を「第四十条の四の二第七項各号」に改め、同項第二号イ(2)中「（当該既存住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）」を削り、同号イ(3)(i)中「第四十条の四の二第六項各号」を「第四十条の四の二第七項各号」に改め、同項第三号イ